

「容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編（対象実需給年度：2025年度）」の意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

項番	頁	ご意見	回答
1	8	2つ目の例について、6月となっている部分は7月の誤植という認識で正しいでしょうか？後半の日数が16日で計算されている意図を確認させてください。	ご指摘ありがとうございます。 6月と記載されている部分は7月の誤記でございます。 内容を修正いたします。
2	8	注4にて「号機の計画補修時においても出力可能容量の合計値が応札単位のアセスメント対象容量を下回ることがなければ、容量停止計画の提出を省略することができます。」とありますが、変動電源（単独）は「出力可能容量＝当該月のアセスメント対象容量」として一般送配電事業者と同調を求めるための提出もあることから、本記載は安定電源のことを指している理解でよいでしょうか。	変動電源（単独）は作業把握のために容量停止計画の提出が必要となります。 P7-8注4に記載されている応札単位に複数の電源がある場合は安定電源について記載しております。
3	15	「注1：本機関において変換した容量停止計画の確認」において、広域機関における容量停止計画の変換は、作業停止期間の供給力は0kWとして月平均値を算定と記載されているが、変動電源（単独）の出力可能容量は停止電力の反映は不要であると本マニュアルにも明記されており、アセスメント対象容量も確定しているため、広域機関における変換では、出力可能容量をアセスメント対象容量に変換していただきたい。（出力可能容量の誤登録防止のため）	本機関において作業停止計画から容量停止計画に変換する際には、変動電源（単独）の出力可能容量をアセスメント対象容量に変換いたします。業務マニュアルにその旨明確化いたします。 また、事業者さまが容量停止計画の作成を行う際に活用いただく支援ツールの提供も予定しております。 支援ツールでも変動電源（単独）の出力可能容量をアセスメント対象容量に変換する処理を行います。 支援ツールについては、説明会等で詳細をお知らせいたします。
4	15	注1に「作業停止期間の供給力は0kWとして月平均値を算定」とありますが、P8にて変動電源（単独）は「出力可能容量＝当該月のアセスメント対象容量」とあることから、変動電源は作業停止期間の供給力は0kWとせずに算定していただけないでしょうか。	本機関において作業停止計画から容量停止計画に変換する際には、変動電源（単独）の出力可能容量をアセスメント対象容量に変換いたします。業務マニュアルにその旨明確化いたします。 また、事業者さまが容量停止計画の作成を行う際に活用いただく支援ツールの提供も予定しております。 支援ツールでも変動電源（単独）の出力可能容量をアセスメント対象容量に変換する処理を行います。 支援ツールについては、説明会等で詳細をお知らせいたします。

項番	頁	ご意見	回答
5	17	<p>2.3 流通設備作業の情報共有 の注1の記載について 「なお、2023年9月末に通知される内容は、次に示す流通設備作業のすべてを満たすことを基本とし、…」とあり、以下の条件3つが記載されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連系系統における作業停止計画 ・停止期間が30日程度を超える作業停止計画 ・流通設備作業により出力停止等を伴う作業停止計画 <p>実際にはこれらの条件を満たさない流通設備作業であっても容量停止計画に影響を与える場合があると考えられます。直前に「2023年9月末までに流通設備作業により発電制約を伴う全ての作業停止計画（高圧および低圧等の流通設備作業は対象外）が通知される」ことが原則と記載されていることにも鑑みれば、3つの条件を設定することは不要なのではないでしょうか。</p> <p>仮に現行案で定められた場合、例えば当社から一送各社へ提出する流通設備の作業計画が3つの条件に該当しない際には、関連する発電事業者への発電制約量の連絡が9月末までなされず、9月以降に「関係する他の事業者との同意を得た上で通知を行う」必要が出て参りますこと、一送各社と約しておく必要があるため、確認をさせていただく次第です。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。</p> <p>前後の文章で齟齬がありましたので、「2023年9月末までに流通設備作業により発電制約を伴う全ての作業停止計画（高圧および低圧等の流通設備作業は対象外）が通知される」を削除するよう修正いたします。</p>
6	17	<p>「注1：流通設備に関する事項の通知について」に関して、「原則として、2023年9月末までに流通設備作業により発電制約を伴う全ての作業停止計画が通知され」とありますが、その直後に、「2023年9月末に通知される内容は、次に示す流通設備作業のすべてを満たすことを基本とし、各エリアの系統状況や計画停止調整状況を勘案し、必要に応じて通知され」とあり、その先の記載より、通知される作業には3つの要件があるものと読めます。これらの記載が矛盾しているように見えますが、通知内容の基準は、“全て”または“3要件をすべて満たすもの”のどちらになりますでしょうか。</p> <p>また、この通知内容を受け取った容量提供事業者が自らの容量停止計画として提出すべき範囲は、3要件を満たす作業停止に限られると考えて良いのでしょうか。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。</p> <p>前後の文章で齟齬がありましたので、前段の「2023年9月末までに流通設備作業により発電制約を伴う全ての作業停止計画（高圧および低圧等の流通設備作業は対象外）が通知される」を削除するよう修正いたします。</p>

項番	頁	ご意見	回答
7	18	<p>“作業停止計画から容量停止計画への変換を希望する場合には、2023年10月末日の10営業日前までに、広域機関システムへの作業停止計画を登録し、（中略）10月末日の5営業日前までに本機関にて容量停止計画に変換し、容量市場システムに登録します。”と記載があります。</p> <p>2024年度のマニュアル（2022/8/5発行）と同様に、事業者の変換リスト提出から貴機関の容量停止計画登録までに何営業日程度かかるか明記いただくことは可能でしょうか？</p> <p>変換いただいた後に容量停止計画を10月末日までに修正(注1)する必要がありますが、昨年度その修正作業に時間を要し業務がひっ迫したため、事業者から早い段階で変換リストが提出された場合には容量市場システムへの登録も10月末日5営業日より前に登録していただくことがシステム上可能なのであれば対応をお願いしたく、今回意見として記載させていただきました。</p> <p>(注1)修正対象：流通設備作業に伴う発電機制約の反映、貴機関にて算定いただいた出力可能容量の確認・修正)</p>	<p>事業者さまから変換リストを受領した順に変換作業を実施し、システム登録いたしますので、10月末日5営業日より前も順次登録作業は実施いたします。</p>
8	18	<p>「2.4 容量停止計画の提出手続」において、「2023年11月以降の調整期間においては、原則容量停止計画の新規の提出はできません。」と記載があるが、11月以降も条件付きで容量停止計画の変更は認められており、新規のみ提出ができないとするのはなぜか。容量停止計画の調整においては、調整した作業の玉つき等により、別の作業が追加されることも考えられるため、新規追加できるようにしていただきたい。</p>	<p>容量停止計画の提出は10月末までに提出頂き、11月から提出いただいた計画を基に各事業者さまが調整を開始致します。11月以降も新規提出を受け付けた場合、他の事業者さまの調整に支障を来すことがあるため、調整期間においては計画変更を対象とし、新規提出は認めておりません。</p> <p>ただし、10月末までに提出済みの容量停止計画の変更に伴い、玉突き等による新規作業の追加は原則外として認めております。</p>

項番	頁	ご意見	回答
9	18	<p>「2023年11月以降の調整期間においては、原則容量停止計画の新規の提出はできません。ただし、容量停止計画の変更に伴う新規追加は除きます。」との記載があり、19頁の注3に、その具体例として月を跨ぐスライドが記載されています。例にあるような単純なスライド以外にも、例えば以下に示す例のように1つの作業を分割する場合や、他作業調整に伴う玉突きによる新規提出も認められるとの認識で良いのでしょうか。また、それに伴い合計の作業日数が増減することも認められるのでしょうか。</p> <p>例①：11月調整不調月の場合、11月の実施が必須の作業Aとその他作業Bに分割 変更前 作業A & B：11月1日～11月30日（AはBを内数するため包括した1件の計画として提出） 変更後 作業A ：11月1日～11月5日（変更） 作業B ：12月1日～12月28日（新規）</p> <p>例②：調整不調月回避のための玉突き調整 変更前 作業A ：11月1日～11月15日 作業B ：12月1日～12月10日 変更後 作業A ：12月1日～12月15日（12月の変更（11月削除）） 作業B ：9月1日～9月15日（新規）</p>	<p>ご提示いただいたとおり、調整不調月を極力回避するために作業を分割することでの新規追加は可能です。</p> <p>また、調整不調月の作業日数を回避した結果、調整不調月以外の作業日数が増減することに関しても問題ございません。</p>
10	18	<p>上記質問と同箇所の記載に関して、11月以降に、作業上の検討進捗や不具合判明等に伴う日数増や新規追加が生じた場合は、属地一般送配電事業者や小売事業者等、関係者との合意の上であれば容量停止計画を変更することができるのでしょうか。</p>	<p>容量停止計画の提出は10月末までに提出頂き、11月から提出いただいた計画を基に各事業者さまが調整を開始致します。11月以降も新規提出を受け付けた場合、他の事業者さまの調整に支障を来すことがあるため、調整期間においては計画変更を対象とし、新規提出は認められておりません。</p> <p>ただし、10月に提出済みの容量停止計画の変更に伴い、玉突き等により新規作業の追加は原則外として認められます。</p>

項番	頁	ご意見	回答
11	23	<p>「表2-3容量停止計画設定CSVの記載項目一覧の⑥登録区分」について、「1：初回登録」と「2：変更（2回目以降）」に加えて、「3：取消」を追加していただきたい。</p> <p>（理由）現状、取消のフラグ設定がないため、容量提供事業者は容量停止計画を取消する必要が出てきた場合、c s v 取り込みでは取消できず、容量市場システム上で手動取消を行う必要がある。今後、実需給断面に入ってくると、数多くの容量停止計画の処理（新規登録、変更、取消）が必要になると想定しており、取消漏れ等のヒューマンエラー防止のため、c s v 取り込みによる取消を可能として欲しい。（現状、新規登録、変更はc s v 取り込みで対応可能。取消のみc s v 取り込みでの対応が不可の状況であるため取消漏れ等を懸念。）</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。</p> <p>取り消し操作を実施する際は、CSVで登録ではなくシステム上で操作して頂く事になります。</p> <p>なお、「取下げ」と「取消」についてはP.26に記載しております。</p>
12	24	<p>「注：容量停止計画の提出」において、調整期間終了以降に追加・変更し、供給信頼度確保に影響を与える場合、通常の作業調整により科される経済的ペナルティの1.5倍の経済的ペナルティが科される場合がある」と記載されているが、判断の基準となる「供給信頼度」は、調整期間終了以降に公開された最新の供給信頼度の確保状況に、申請する作業の追加・変更を加味したものでよいか。また、調整期間終了以降に追加・変更があった場合は、都度、供給信頼度の確保状況は更新され、公開されるのか。</p>	<p>調整期間終了以降の供給信頼度の算定については、最新の諸元を用いて実施いたします。</p> <p>また、供給信頼度の確保状況は必要に応じ公表する予定です。</p>
13	29	<p>「なお、2025年3月末以降の変更は、実需給期間中の容量停止計画として提出いただきます。」と記載がございますが、この場合、2年前の容量停止計画ペナルティの対象とはならず、実需給の容量停止計画ペナルティの対象になるという理解でよろしいでしょうか。ペナルティの取り扱いについても記載いただきたく思います。</p>	<p>調整期間終了後、やむを得ない理由により計画変更が必要な場合は、計画変更が確定次第速やかに提出をお願いいたします。</p> <p>なお、2025年3月末以降の変更は実需給期間中の容量停止計画のペナルティ対象となります。</p>
14	30	<p>調整不調電源の判定と減額率について、後者はその算出式を明記いただきましたが、前者についても同様に判定基準を本マニュアルに明記いただきたいです。</p> <p>EUE評価では調整不調月と判定されるが、作業停止容量・作業停止可能容量から算出される減額率としては0%となるケースが昨年度存在し、混乱してしまいました。</p>	<p>対象実需給年度：2025年度の容量停止計画の調整業務に関しては、STEP1からすべてのSTEPにおいて供給信頼度（EUE）評価を調整不調電源の判定基準と致します。</p> <p>P38「第4章 4.1調整不調電源の確認」にて、調整不調電源となる場合を記載しておりますが、いただいたご意見を踏まえP33「第3章 3.2容量停止計画の変更検討」にて明確化いたします。</p>

項番	頁	ご意見	回答
15	30	調整が必要なエリア・時期について、実需給2025年度向けの容量停止計画調整ではSTEP 1から調整不調電源の判断基準をEUEとする方向と認識していますが、マニュアルの記載からは、実需給2024年度向けにおいてSTEP 1の調整不調電源の判断基準を作業可能量としていたことからの変化が読みとりづらいものと思われます。従い、29頁、30頁、33頁のいずれかの頁に、評価基準が供給信頼度（EUE）である旨を明記する方がわかりやすいのではないのでしょうか。	対象実需給年度：2025年度の容量停止計画の調整業務に関しては、STEP1からすべてのSTEPにおいて供給信頼度（EUE）評価を調整不調電源の判定基準と致します。 P38「第4章 4.1調整不調電源の確認」にて、調整不調電源となる場合を記載しておりますが、いただいたご意見を踏まえP33「第3章 3.2容量停止計画の変更検討」にて明確化いたします。
16	33	マニュアル33ページ※1 Step3に “原則として、STEP2 終了時点で調整不調電源となっている電源を対象に容量停止計画の変更が可能”と記載がありますが、 変更可能な対象範囲が広いと思われるため、対象範囲が明確となるよう修文いただけますと幸いです。 (理由) ある電源で複数の期間補修停止を計上していた際に、ある月は調整不調月、それ以外は調整が完了している（＝供給信頼度に影響を与えない）場合、実態としては、調整不調月しか変更できないと認識しているものの、上記の書き方だと、調整不調電源であればすべての期間（＝供給信頼度に影響を与えない月も含めた期間）変更が可能と読めてしまうため。	ご指摘ありがとうございます。 業務マニュアルに記載している事項について、STEP3で変更可能な対象は、「STEP2終了時点で調整不調電源となり、供給信頼度の基準を満たしていない月に計画している容量停止計画の変更が可能です。」とし、対象作業として明確化するように修正いたします。
17	38	昨年度の業務からすると、11月開始時（10月末の初案提出後）については、調整不調対象の判定がされていない状態ですが、容量市場システムには「調整不調対象外」と通知される状況だったかと思えます。 今年度も同様のシステム仕様となっているのであれば、マニュアルにその点（対象外と記載されていてもその通知は無効である旨）を記載いただきたいと思います。	記載いただいたとおり、STEP 1 終了時に調整不調対象の判定が確定するまでの間は、容量市場システムには仮登録として「調整不調対象外」と表示されます。 仮登録時に「調整不調対象外」として登録される旨、運用開始時に全事業者に周知の連絡を行うことといたします。

項番	頁	ご意見	回答
18	38	<p>P8にて変動電源（単独）は「出力可能容量＝当該月のアセスメント対象容量」とあることから、変動電源（単独）は調整不調電源とならない旨、記載いただけないでしょうか。</p>	<p>変動電源（単独）においても調整対象電源のため、供給信頼度の基準を満たしていないエリア・期間に容量停止計画を提出していた場合は、調整不調電源となります。</p> <p>また、調整に応じることができないやむを得ない理由を提出し、認められなかった場合や、未提出の場合は「ペナルティ要素対象」となり、調整不調電源に科される経済的ペナルティの対象となります。</p> <p>ただし、変動電源（単独）は「出力可能容量＝アセスメント対象容量」であることから、調整不調日数がゼロ日となり、減額はゼロ円となります。</p>
19	42	<p>注釈に、2022年11月11日公表情報である「容量停止計画調整に関する留意事項」12ページのSTEPごとの調整不調電源の判定基準についてもご記載いただけますでしょうか。</p> <p>減額率の算定式を判断するための重要な情報であると思いますのでご配慮いただけますと幸いです。</p> <p>また、対象実需給年度：2025年度の停止計画調整時も昨年度と同様の判断基準（STEP1：作業可能容量、STEP2～STEP4：EUE）と認識しておりますが、判定基準変更の可能性がある場合には合わせてご教示いただきたく存じます。</p>	<p>対象実需給年度：2025年度の容量停止計画の調整業務に関しては、STEP1からすべてのSTEPにおいて供給信頼度（EUE）評価を調整不調電源の判定基準と致します。</p> <p>P38「第4章 4.1調整不調電源の確認」にて、調整不調電源となる場合を記載しておりますが、いただいたご意見を踏まえP33「第3章 3.2容量停止計画の変更検討」にて明確化いたします。</p>
20	42	<p>注1で、減額率の算定における「調整不調日数」は以下のように定められています。</p> <p>⇒ [調整不調日数＝出力可能容量に関する補正率×算定期間日数に対する補正率×算定期間日数]</p> <p>一方、「算定期間日数に対する補正率」は[1カ月の日数÷算定期間日数]であることから、計算式上、「算定期間日数」は打ち消されるため、結論としては簡略化して以下の式で良いのではないのでしょうか。</p> <p>⇒ [調整不調日数＝出力可能容量に関する補正率×1カ月の日数]</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>減額率の算定式については、簡略化のため頂いたご意見を反映いたします。</p>
21	44	<p>広域機関判断結果として「調整不調対象外」「ペナルティ要素対象外」「ペナルティ要素対象」という3つの区分があるかと思えます。</p> <p>「調整不調対象」にもかかわらず、「ペナルティ要素対象外」となるのはどういったケースか、マニュアル上記載いただけないでしょうか。</p>	<p>ご指摘頂いた事項については、今年度の業務マニュアルから記載致しております。</p> <p>（P45_図4-6「広域機関判断結果」参照）</p>

項番	頁	ご意見	回答
22	51	マニュアル51ページの「様式2」は「様式3」の誤記としますので、ご確認ください。	ご指摘ありがとうございます。 誤記のため修正いたします。